



虐待の防止について

令和5年度
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく集団指導
札幌市障がい福祉課 指定指導担当係

目次

1 障がい者虐待とは

2 虐待の事例

1 障がい者虐待とは

- 虐待 = 積極的な加害行為だと思われがち



それだけではなく

- 虐待 = **不適切な関わり**
 - 自分や自分の家族が他人からされて嫌だと感じることは不適切な関わりに当たる
 - 「そんなつもりではなかった」「良かれと思ってやった」は正当化されない

1 障がい者虐待とは

- 障がい者虐待は「**障害者虐待防止法**」で禁止されている
 - 障がい者は自らを守ることが難しい
 - 虐待は、虐待を受けた人の人権を損ねる行為
児童であれば、その後の成長、発達に悪影響を与える
 - そのため、特に法律で禁止されている

1 障がい者虐待とは

• 障がい者虐待の種類

(1) 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
正当な理由なく身体を拘束すること

(2) 性的虐待

わいせつな行為をする、させること

(3) 心理的虐待

障がい者に著しい心理的外傷を与える言動

(著しい暴言、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動など)

※ 直接的だけでなく間接的にも

1 障がい者虐待とは

- 障がい者虐待の種類

- (4) 放棄・放置(ネグレクト)

- 障がい者の養護を著しく怠ること

- (障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等)

- (5) 経済的虐待

- 財産を不当に処分すること、不当に財産上の利益を得ること

1 障がい者虐待とは

- 事業所内のみで判断をしない

- 初期対応が遅れることで、虐待の事実確認が困難になる可能性があります。
- 独自調査の結果を待たず、すぐに札幌市へ通報をしてください。

- 虐待のおそれ、可能性のある事案は速やかに通報

- 障害者虐待防止法により通報義務があります。
- 事業所内だけで完結させることは通報義務違反になります。見て見ぬふりをせず、通報してください。

虐待の事例(1)

障害者支援施設における生活支援員からの身体的虐待

- 被虐待者・・・20代、男性、知的障がい
- 通報者・・・当該施設

① 発端・報告

施設からの報告により判明

- ・生活支援員が利用者を雪のある所に倒した。

② 札幌市の対応

- ・事業所への聞取り
- ・虐待防止委員会等の資料の提出指示
- ・防犯カメラの映像の提供指示

→**身体的虐待**と認定

③ 指導内容

- ・人格尊重義務
- ・再発防止策の再検討
- ・施設内のルールを職員に周知徹底し職員間の風通しのよい職場環境

④ 改善の内容

- ・「アンガーマネジメント」を取り上げた学習会の開催
- ・職員の育成(業務マニュアルの改善、意識改革)
- ・現場の意見の吸い上げ、注意し合える環境作り

虐待の事例(2)

就労継続支援事業所における職員からの性的虐待

- 被虐待者・・・20代、女性、知的障がい
- 通報者・・・匿名

① 発端・報告

匿名通報により判明

- ・職員が利用者にハグをしたり手を握ったりしている

② 札幌市の対応

- ・利用者からの聞き取り
- ・事業所への聞き取り
- ・職員からの聞き取り

→性的虐待と認定

③ 指導内容

- ・人格尊重義務
- ・管理者の責務
- ・再発防止策の再検討

④ 改善内容

- ・虐待防止マニュアルの再作成
- ・事業所内に「虐待防止啓発」の掲示物を掲示
- ・「虐待防止委員会」「虐待防止研修」の機会、実施回数の増加
- ・職員によるセルフチェック
- ・「虐待発生時対応フロー表」の活用

虐待の事例(3)

障害児通所支援事業所における支援員からの身体的虐待及び心理的虐待

- 被虐待者 … 10代、男性、知的障がい
- 通報者 … 匿名

① 発端・報告

匿名通報により判明

- ・支援員が他害行為のある利用児童を引きずり部屋に閉じ込めた。
- ・支援員が利用児童に対して乱暴な言葉を使っている。

② 札幌市の対応

法人及び従業者への聞き取り

→身体的虐待及び心理的虐待と認定

③ 指導内容

- ・人格尊重義務
- ・札幌市への事故報告

④ 改善内容

- ・内部研修の実施、外部研修への参加
- ・職員によるセルフチェック
- ・ヒヤリハットの活用
- ・職員間の情報共有

虐待の事例(4)

障害者支援施設における生活支援員からの身体的虐待

- 被虐待者 … 60代、男性、知的障がい
- 通報者 … 当該施設

① 発端・報告

施設からの報告により判明

- ・物を何度も机に叩きつける利用者を止めるために職員が利用者の両手首をつかんだところ、利用者が職員の手首に噛みつき、職員がとっさに利用者の額をたたいた。

② 札幌市の対応

事故等発生状況書の確認、施設職員への聞き取り

→ **身体的虐待**として認定

③ 指導内容

- ・人格尊重義務
- ・計画内容の検証、具体的な支援手順の作成等
- ・施設の指導体制における課題や改善策の検討

④ 改善内容

- ・虐待防止委員会及び身体拘束適正化検討委員会を毎月開催
- ・虐待防止研修の実施(座学研修、グループワーク、外部講師による研修、キャリアパスの階層ごとの研修)
- ・被虐待者について、冰山モデルの考えに基づき再度アセスメントを実施
- ・管理職による定期的な面接、日ごろからの声かけによるフォローアップ
- ・経験の浅い職員への指導・助言の見直し(マニュアルの内容改善、ICTを活用したチャットツールの全面導入、連絡先及び相談先の再周知、年の近い職員によるフォローアップ)

最後に

- 虐待の判断には至らないものであっても、不適切な関わりは利用者に悪影響を与えます。
- 虐待防止のための研修、事業所内での情報共有を継続的に行い、虐待防止の措置を徹底してください。